

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

第251号2009年1月1日

明るい希望の年にするために!! 生活あんしんネットワークの前進を!



長野県労働者福祉協議会
理事長 近藤 光

あけましておめでとうございます。
新春にあたり、皆様にご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げます。

昨年、米国の住宅バブル崩壊に端を発したサブプライムローン問題が引き金となって、世界同時金融危機による景気悪化が日本経済も直撃し、実体経済にも深刻な影響を及ぼしています。長野県内でも雇用への影響が広がり、有効求人倍率の低下や非正規雇用労働者の雇い止め、内定取り消しなどが顕在化しており、年明け以降、より深刻な状況が懸念されています。

私たちはこれまで、格差が拡大し社会の二極化が進む現状に警鐘を鳴らし、「暮らしの安心・安全」「将来不安の解消」など、国民生活を重視する政策への転換を訴えてきました。

今こそ、連帯と相互の支え合いが活かされる社会、ゆとりや豊かさや地域の基盤を大切にす社会へ大きく舵を切る時です。長野県労福協はむきだし弱肉強食の競争社会から、人としての尊厳が保障され共生と助け合い、そしてぬくもりのある公正な社会を目指す立場から、生活安心ネットワーク事業の活動を進めてきています。

昨年6月には事業推進計画の二期目がスタ

ートし、共助のシステム「生活安心ネットワーク」の一層の広がりを目指していますが、より地域に密着したサービスを展開していくためにも設立した「暮らしサポートセンター」の機能発揮と役割の強化も重要な課題です。

取り巻く環境が厳しさを増す中で、長野県労福協を中心に労働団体・福祉事業団体・退職者連合・NPO団体等との連携は、今こそ一層求められています。

「明るい希望の年」にしていくためにも、みんなの力を結集しひとつづつ行動を積み上げてゆく決意を申し上げ、年頭のご挨拶と致します。

希望の扉を開く

一年にしましょう!!



労働者福祉中央協議会
会長 笹森 清

新年明けましておめでとうございます。
経済・政治の混乱と変革への希望が交錯する中で年明けとなりました。

暴走する市場原理主義のもとで、勤労者の雇用や暮らしは破壊され、貧困と格差が広がっています。しかし、今般の世界的な金融危機に象徴されるように、マネーゲーム化した資本主義

は破綻し、市場万能の新自由主義は終焉を迎えつつあります。

チェンジの波は、アメリカだけでなく日本の足下にも確実に押し寄せています。今こそ、労働運動と労働者福祉運動の力で地域社会の連帯の絆を再生させ、"協同"が輝きを増す社会を創り出していく時です。

こうした時代の潮目のなかで、中央労福協は本年8月に創立60周年を迎えます。この機に、創業の初心を改めて見つめ直すとともに、みんなで確信をもってこれからの10年へと運動を進めていけるような理念とビジョンを、この1年でしっかりと創り上げていきたいと思えます。

私たちは、この間の貸金業法や割賦販売法の改正、反貧困などの取り組みの中で、多くのことを学び、成果を上げてきました。同質の協力は和(足し算)にしかありませんが、異質の協力は積(掛け算)となつて、測り知れないパワーを発揮します。社会の不条理に対して共感の得られる運動を展開すれば、政治を動かす社会を変えることができるのです。労働運動と消費者・市民運動が垣根を越えてつながり、貧困の解消と生活の底上げに向けた世直し運動の大きなうねりをつくつていくにはありませんか! 労福協は、その"かすがい"となります。

また、協同事業の社会的価値や力量を高め、地域に根ざした顔の見える活動の前進に向けて、労働者福祉のネットワークを最大限に活かしていくことが必要です。軌道に乗り始めたライフサポート事業を定着・発展させ、勤労者の"拠り所"となる総合的な支援センターへの道筋を切り開いていきましょう!

時代を動かす"物語"をみんなで編み出し、希望の扉を開く1年にしましょう!

機関紙 「ながの労福協」

読者の皆さんから多くの声が寄せられています。その中から、いくつかご紹介します。

くらし、なんでも相談など、興味深く読ませていただいています。もう少し活字を大きくしてもらえると、もっと読み易くなると思います。

紙質を落としても良いのでは

カラー印刷でなくてもよいのでは。

※自己破産とよく聞きます。また、自己破産した人も知っていますが、もっと簡単な言葉で、自己破産とはどういうものなのか知りたいです。

今後ためになる紙面作りをお願いします。

定年退職後の生活設計に役立つ企画をお願いします。

要望

今回の「お金は大事だよ」は、学生の子供を持つ親として再認識致しました。ありがとうございました。

各地区でも読んでいただけるように、紙質や色紙も工夫をお願いします。

お金のこと、法律のこと。毎回とてもためになります。今後もよろしくお厚真いたします。

いつも間違いさかしを楽しくしております。

※今、ATMによる振り込みサギが多いため、長野県でもつかまつりにはいいますが、訪問してきた場合、どう対応すればいいのか不安です。

いつも楽しく拝見しております。くらし、なんでも相談があること、多くの人に知ってもらいたいですね。大変勉強になります。

※ながの労福協、ライフサポートセンターの会報、初めに見ました。

楽しい情報がたくさんありました。秋の感じが出るとよかったです。

毎回情報がたくさんあります。心算するのには初めてです。今いろいろクイズに挑戦しています。

8月

10月

「新しい年への抱負」を聞きました。



毎年新年を迎え、お参りに行きあれこれお願いするのですが、その中で必ず最初をお願いすることは「一年間健康で過ごせますように…」というものです。何かじいちゃんみたいですが、でも何するにしてもまず肉体的にも精神的にも健康でいることが肝心です。特に私たちを取り巻く環境が大きく変化している中で、それを保つことはさらに重要になっています。私も色々工夫して良い年になりたいと思います。

宮坂 裕一



この大不況。誰のせいと他責にしても、良い方向には向きません。要る物、要らない物、やる事、やらない事を見極め、遅く今年を生きて行こうと思います。厳しいご時世ですが、皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

三沢 文子



2008年は、世界不況に始まりとどまる事を知らない雇用情勢の悪化に事件・事故とやりきれない気持ちで幕を閉じた一年でした。

そんな状況下だからこそ2009年は、何事にもプラス思考で乗り切りたいと思います。

内山 和子



不況だ、不景気だと騒いでいるだけでは、事態は好転しません。失敗を恐れず、積極的に行動したいと思います。

石川 純



いつも「ながの労福協」楽しく拝見しています。これからもためになる情報探しにしています。がんばってください。

いつも興味深く読んでいます。これからの活動に期待しております。

ガソリン 食品 身の回り
の物価が上がり暮らしが大変
高速道路より 福祉 既実
に欲しいと思います。

安心のネットワーク作りが良くていいね

生活の中で、様々なトラブル等の相談を受けいただけるので、心強いです。

3月

大北地区労福協は、
活動が非常に活発です。
昨年とは梅地スキー場の
ハリスキーツアーに参加したいです。

いつも興味深い記事を
おかげさまで読めます。たいへん
参考にさせていただきます。

いつも御苦労様です。これからも
がんばって、楽しいキョクをお願いします

□ くらい・なごも相談 〇
身近な事例とかがよく解
説してくれて 好評です

6月

消費者力を高め、消費者目線の行政実現を！

第39回長野県消費者大会

11月21日(金)、長野県消団連主催

の「第39回長野県消費者大会」がメル

パルクNAGANO(長野市)に於いて「ゆらぐ、くらしの 安全・安心

」消費者力を高め、消費者目線の行政

を実現させましょう」の大会テーマ

のもと、県下各地より180人が参加

し開催されました。

冒頭、小松由人事務局長が「私たち

消費者を取り巻く状況と長野県消団連

の課題」と題して、基調報告を行いま

した。午前の部では、消団連会員や関係団

体から

①エコな暮らし、はじめませんか、と

いうことで、自分が使った納得し

たEM菌による洗剤での環境にや

さしい活動。

②飯田・下伊那地域で行政・事業者・消

費者がレジ袋の削減を推進する協

議会を設立して取り組んだ活動。

③COOP手作り餃子中毒事故以降、

再発防止のために進めてきた品質

管理や危機管理対策並びに情報提

供や消費者と生産者の交流などの

活動。

④古代米白毛餅の栽培と加工に携わ

って、地域の農産物を大切にする

取り組み。

⑤農村への移住と農作業を通じた地

域の人々とのつながりによる地域

の活性化、自家栽培の作物作り。

そして食べる喜び。

などが報告され、5人の発表は、身近

な取り組み内容が共感でき大変好評で

した。

午後の部は、最初に県生活文化課の

青木淳課長補佐から来年1月から施行

される長野県消費生活条例の内容につ

いて、パン

フレットを

使って詳しく説明をし

ていただきました

ました。

続いて、

全国消団連

の阿南久事務局長が「今、消費者運動

に求められるもの」と題して記念講演

を行い、消費者を巻き込んだ事件や被

害について詳しくお話いただき、と共

に、それに対する消費者行政について

の法律関係の歴史や、私たちが押さえ

ておかなければならない消費者庁創設

のポイントなどをわかりやすく説明い

いただきました。

また、消費者庁関連3法案などの詳

細と、民主党による対案「消費者権利

院法案」について説明された後、私た

ちが強めるべき「消費者力」と消費者

団体の役割について提言をされました。

参加者からは、「地域に根付いて行

動・活動を展開している事例報告はと

ても参考になった」「消費者がもつと

賢くならなければならないと思った」

等の感想が寄せられ、大変有意義な大

会となりました。



講演する阿南事務局長

2008年度チャリテイゴルフ

チャリテイ募金を5団体に寄贈

県労福協主催の第13回チャリテイゴルフコンペは、5月15日に長野国際ゴルフクラブに於いて214名の参加により盛大に開催されました。

今回、参加者から集まったチャリテイ募金等約500,000円は、長野

県及び県NP

Oセンターの

ご指導をいた

だき、中信地

域の5施設に

寄贈をするこ

とになり、12月

25日に、近藤理

事長、青木専務理事、今井松本地区労福

協会長、竹元事務局長の4人が、各施設

に出向き直接目録を手渡しました。

このチャリテイゴルフコンペは、今

年で13回を数え、延べ40の施設にご希

望の品物を寄贈してきました。

今回の寄贈先は、指定介護老人福祉

施設や、障害者自立支援施設などの5

施設「サルビア」「療育センターらいふ

「夢トライ」「宅幼老所なかむら」「サー

クル円」で、それぞれの施設の要望に

基づき、事務用機器や電化製品等各10

万円相当の品物を寄贈し、大変喜ばれました。



寄贈品目録を手渡す近藤理事長



県下各地からの参加者

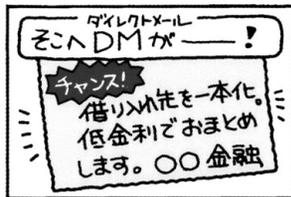
多重債務という地獄

連載 5



返済のために借金を重ね、返せなくなる多重債務者が増えています。多重債務におちいると、寝てもさめても利息の返済のことばかり……とても勉強や仕事どころではありません。また、多重債務者に群がって、ひともうけしようとする悪質業者もあとを絶ちません。しかし、本人の覚悟と周囲の協力があれば借金は必ず解決できます。

「一本化」？ 今よりマシ？



借金のための借金？ちょっと待った！

最初の借入れは少額で返済もできたのに、安易な利用や想定外の収入減などで返済のための借金を重ねてしまう。消費者金融やクレジットのキャッシングは高金利だということを知らないまま、あるいは知っていても止むに止まれず利用している人が少なくありません。複数の業者から借入れを重ねると、アツという間に借金は雪だるま式が増えてしまいます。誰でも多重債務者になる可能性があります。

2300万人はどこへ行く？

5件以上の借入れをしている人は約230万人、平均借入れ総額は約230万円にのぼる……この数字は国会で消費者金融の関係者が証言した内容です。この230万人は、明らかに多重債務者。貸出し基準が厳しくなろうとしているこの

時期、この人たちはどう返済をやり続けるのでしょうか。

2009年の改正貸金業規制法の完全施行を控え、借りては返す人々への貸し渋りが始まっています。また、「債務の一本化」をうたう金融機関には、本来だったら取り戻せる過払い金も一括して、債務者に長期に高い金利負担させることがありますので要注意です。

ここはやはり正面から、自分の状況に合った解決法を探るしかないのです。

ヤミ金業者がねらっている

多重債務におちいると業者の督促におびえ、毎日どこへいくら返済するかを考えられなくなってしまう。そこに「力にならましよう」と近づくとヤミ金融。日で3割、5割の法外な高金利で貸し付け、職場や家庭に脅迫まがいの督促を繰り返します。最近では弁護士やNPOの名前をかたり、「借

金の一本化」「低利に借り換え」などをうたい文句にさらなる借金を押しつけるなど、手口も巧妙化しています。

多重債務者や自己破産者の情報はヤミ金業者にもれているので、あの手この手で近づいてきます。どんなに甘い誘いでも「1を！」「借金」という負い目を捨て、自分で自分の身を守るのです。返済に困ってヤミ金に走れば、「永久地獄」が待つばかり。

まず相談する勇気を！

家族には知られたくない、会社には知られたくない……それで決して解決できません。家族や組合、会社の協力なくして多重債務の解決はありえないからです。債務者は返済に追われて正常な判断ができなくなっています。そこから脱するた

めにはまず相談する勇気を！

どんなに多額でも借金は必ず解決できます。払い過ぎた利息分は取り返すことも可能。長期間借りている人なら過払い分が戻る場合もあります。ひとりで悩まず、まず相談することこそ多重債務脱却の第一歩です。

全国労働金庫協会作成の消費者問題関連記事を連載しています。

人生の生きがい作り……

額作り講習会開催

去る12月18日、県高齢退職者連合、県労福協、塩尻地区労福協が共催で塩尻市の長野県林業総合センターに於いて、手作りの「額作り講習会」を開催しました。

今回は、これからの人生を楽しく心豊かに過ごすために、森の中に落ちている、雑木の枝等を活用して、森林の恵みの中で、「手作りの額をみんなで作ろう」という趣旨で行われました。

当日は、長年、趣味で絵画や額づくりを手がけている、元自治労県本部委員長の鈴木長治氏にご指導いただき、長野県林業総合センターのご協力で施設や道具をご提供いただき、22名の参加者が熱心に受講しました。

大変好評で、参加された方々は、良い経験をさせてもらったので、これからは、自分で描いた絵や写真を、手作りの額へ入れて楽しめると喜んでいました。



世界に唯一の額作り挑戦

今後も、いろいろな企画を考え、生きがいづくりのお手伝いをしたいと思っ

くらし・なんでも相談

シリーズ No.17

「新春拡大版」

県労福協の「くらし・なんでも相談」は、ほっとダイヤル」を始めてから4年と1ヶ月が経過しました。毎月第2土曜日の弁護士や司法書士、社会保険労務士などの専門家相談員による相談日に加え、2年前からはアドバイザーによる平日相談も開始し、年間相談件数は1,000件を数えます。

新春特別号は6人の専門家相談員の先生方に登場いただき、借地借家法、定期借地権、抵当権抹消、成年後見制度、年金受給など様々な事例をご紹介します。



【事例①】
3年前、地主から土地を借りて、借地上に自分名義の家を新築した。ところが、実家の親と同居していた兄が急死し、自分が親の元へ帰らなければならなくなった。家を売って故郷に帰ろうと思うが、地主が家を売ることを承諾してくれない。



【回答】 (佐藤豊 弁護士)
借地をして家を建てた場合、家は自分のものだから自由に売ることができると、新たに家を買った人が土地を借りることになることから、借地権も譲渡されるということになる。

借地は地主と借地人の間の契約だから、地主の承諾なしに土地を借りる権利を他人に譲渡することはできない。そうすると、借地をして家を建てた人は、自分のものである家を自由に売ることができなくなってしまう。そこで借地借家法は、家を売ろうとしている相手が地主にとって不利となるお

それが無いにもかかわらず地主が承諾しない場合は、申立により、裁判所が地主の承諾に代わる許可を与えることができる」と規定している。その際、地代が安い場合は増額され、一定額の承諾料とも言える金銭の支払いを命じられることもある。

【事例②】
国道沿いに自分名義の土地があるが、現在は何にも使っていない。先日、レストランを営業したいのでこの土地を貸して欲しいとの話があり、申し込みを受けた。しかし、一旦貸してしまうと事実上返して貰えないと人から聞いているが、本当なのか。



【回答】 (田中善助 弁護士)
建物所有目的で土地を賃貸すると、その賃貸借契約は、借地借家法の適用を受けることになる。旧借地法では、借地契約は当初の契約期間満了後も地主に正当

事由が認められない限り継続することになり、ご質問のように言われる面もあった。平成3年10月4日に改定された借地借家法では、期間満了時に借地権が消滅するいわゆる「定期借地権制度」が創設された。

定期借地権には、借地権の存続期間を①50年以上として設定する定期借地権、②30年以上50年未満(借地借家法23条1項)として、あるいは10年以上30年未満(同法23条2項)として設定する事業用定期借地権、③30年以上として設定し、将来地主が借地上の建物を譲り受けることにより借地権を消滅させる建物譲渡特約付借地権の3通りがあるが、これらの定期借地権はいずれも契約期間満了により契約が終了する。公正証書による事業用の定期借地権契約を締結するのが良いと思われる。

【事例③】
家を建て替えることになり、自分名義の宅地を担保に入れて、銀行から住宅ローンを借りる手続きを進めている。しかし、登記簿を見たら、明治43年に当時50円の債権額で抵当権が設定されていた。銀行では、このような古い抵当権でも抹消してもらわないと融資はできないと言うが、抵当権者の名前を見ても全く知らない人で、どうしたら良いか。



【回答】 (徳竹春近 司法書士)
抵当権者の住所を調べ、本人又はその家族がその住所に住んでいるかどうかを確認する。住んでいないようなら、その住所に宛てて内容証明郵便を出す。当然返送されて来るので、その後、

債権額、利息、損害金を計算して供託し、それを基に抵当権の抹消登記をする。もし、その住所に本人又はその家族(相続人)が住んでいなければ話し合い、本人又は相続人が了承すれば抹消できる。話し合いがまとまらず本人又は相続人が拒否したら裁判をすることになる。

ワンポイント
「休眠担保権と債権者不確知」
抵当権者が行方不明で、債権の弁済期からすでに20年以上経過している場合を「休眠担保権」というが、休眠担保権は債権額、利息、損害金を供託することによって、不動産の所有者が単独で抵当権の抹消登記をすることができる。明治時代から残っている抵当権が担保されている債権は、既にその債権者が存命している可能性が少なく、債権者の相続人も探しづらい。不動産所有者が、債務を弁済して抵当権を抹消してもらいたくても、弁済ができないまま抵当権を抹消できないという不利益を抱え続けることになる。

そのため、「弁済したいが、債権者が行方不明で受け取ることができない」(債権者不確知)という弁済供託をすることで、不動産の所有者が単独で抹消登記をすることができる。供託方法は、債権額、利息、遅延損害金の合計額を算出して、それを一度に供託するが、現在の貨幣価値に換算する必要はなく、債権額は額面のままで計算する。

【事例④】
母が、お金を振り込むために銀行に行ったら、窓口で運転免許証の提示を求められた。母は免許証を持っておらず、他に身分を証明するものを何も持っていないだったので、窓口で受け付けて貰えずに仕方なく帰ってきたとのこと。急ぎの振り込みだったので大変困ったと言っていたが、本人確認とはどういうものか。

【回答】(北川哲男 司法書士)



金融機関では、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に対し送金人の本人確認等が義務付けられている(「本人確認法」、なお、平成20年3月1日以後は「犯罪収益移転防止法」に基づく)。

これは、マネー・ロンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けてのもので、本人確認を強化することにより、金融機関を通じた不正な資金の移動を抑制する効果を生み出すことを目的としている。

本人確認書類としては、個人の場合は運転免許証、旅券、健康保険証、国民年金手帳などがあるが、顔写真のない証明書の場合は、複数の証明書の提示を求められる場合もある。

なお、この本人確認は、不動産の売買契約締結や所有権移転登記の際にも義務付けられることになった。

【事例⑤】

昨年11月に父が亡くなった。母は既に7年前に亡くなっている。自分は3人姉弟の長女であるが、弟たちと3人で父の財産を相続しようと思っている。

しかし、末の弟は若年性の認知症と診断されているが、手続きはどのようなしたら良いか。

【回答】(千野正嗣 司法書士・土地家屋調査士)



認知症になったり、知的障害や精神障害等のために判断能力がなくなったりすると、正しい判断ができず不利益を被ったりする場合

がある。

そのため、その判断を補ってくれる援助者を付ける制度として成年後見制度がある。

次男が認知症で判断能力がない場合、成年後見制度を利用して、次男の代理権を持つ後見人を家庭裁判所に選任してもらうと良い。後見人が次男を代理して遺産分割協議をする。

具体的には、医師の診断書や戸籍その他必要書類を付けて、次男の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判申立をし、後見人の選任をしてもらう。選任されると、財産管理権が付与され、次男の全ての法律行為について代理できるので、成年後見人と長女、長男で遺産分割の協議が出来る。

なお、成年後見人に同じ相続人である長女や長男が選任された場合、父の遺産分割協議をするには利益相反行為となるので、その場合には、次男のために家庭裁判所に特別代理人選任の申立てをし、選任の上、特別代理人と長女と長男とで協議をする。

【事例⑥】

厚生年金に加入していた期間が長ければ、60歳から受け取る老齢厚生年金が満額支給になると聞いたが、そもそも退職していれば満額受け取れるのではないのか。

勤務しながらの在職老齢厚生年金とはどう違うのか。

【回答】(山口正人 特定社会保険労務士)



60歳から受給する老齢厚生年金は、報酬比例部分と定額部分で構成されている。このうち定額部分は、生年月日によって

支給開始年齢が引き上げられており、たとえば昭和24年1月生まれの方は、来年1月に60歳となり老齢厚生年金のうち報酬比例部分を受給できるが、定額部分は4年遅れて64歳からの受給となる。

ご質問の満額支給とは、この定額部分が64歳からではなくて60歳から受給できることを指している。

具体的には、厚生年金の被保険者期間が44年以上あって退職している人については、60歳から報酬比例部分と定額部分が同時に受け取れるため、これを満額と言っているのである。

在職老齢厚生年金については、60歳を過ぎても勤務していて厚生年金の被保険者であれば、65歳までは標準報酬月額(※注)÷「その月以前1年間の賞与額÷12」の月額相当額と、年金月額相当額(報酬比例部分+定額部分)の合計が28万円以下なら年金は減額されない。

65歳を過ぎると合計額の基準は48万円に広がり、さらに年金月額相当額に老齢基礎年金は算入されないため、年金の減額基準は大幅に緩和されることとなる。

このように、長期加入要件での年金満額とは、定額部分と報酬比例部分が特例として同時に支給されることを意味し、在職者の老齢厚生年金の満額支給と区別して考えることが必要である。

「標準報酬月額」

文中の(※注) 標準報酬月額は、60歳以降の労働契約内容によって異なる。

- ①60歳定年後、再雇用の場合
60歳で一旦会社を退職するため、退職日の翌日付で資格喪失し、同日付で再取得するため、再取得時に今後の見込み額を基準とした額となる。
②定年延長により60歳以降も現在の給与水準で継続雇用の場合
現行のまま59歳時の標準報酬月額と同じ。
なおH20年9月現在の一般の厚生年金保険料率は15.35%、事業主と被保険者は折半。給料明細の厚生年金保険料額を基に現在の標準報酬月額は下記により試算ができる。

厚生年金保険料 ÷ 15.35% × 2 = 標準報酬月額

毎月第2土曜日は、専門家による相談日です。

●相談受付 第2土曜日 10時～16時

●専門家相談員

弁護士、司法書士、特定社会保険労務士、就職相談員ほか

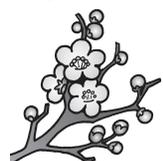
●相談内容

離婚、サラ金・多重債務、相続、年金問題や、健康・雇用・労災保険関係、労働問題など何でも結構です。

平日のアドバイザーによる電話相談もご利用ください。

困ったときは、くらし・なんでも相談 ぼっとダイヤル

0120-39-6029



ご家族で楽しむ

16のまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

1

2

3

4

5

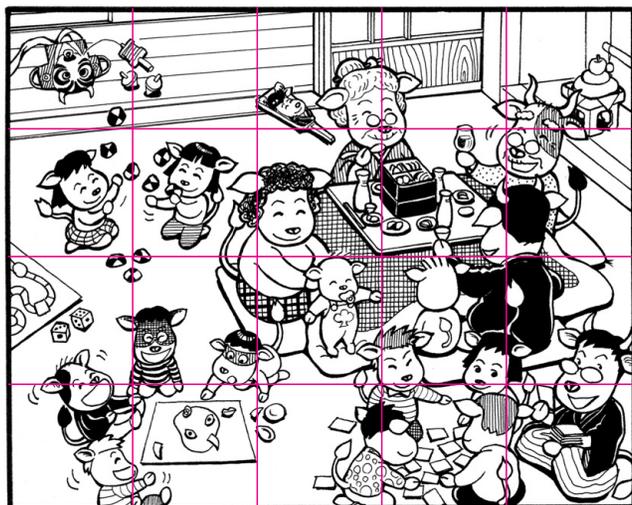
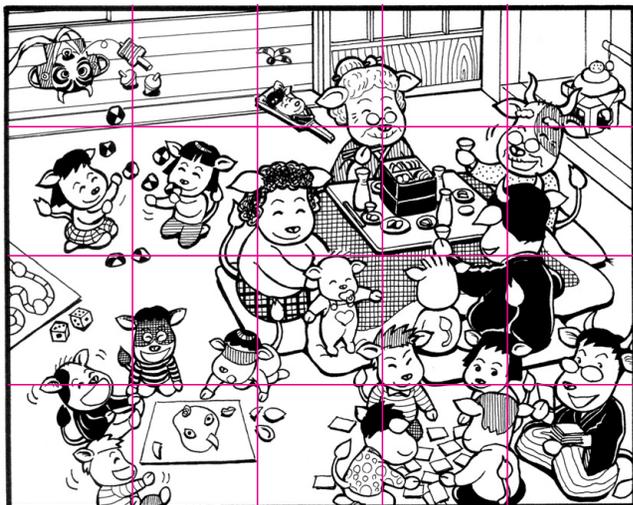
1

2

3

4

5



新春 特別企画

ふるって 応募下さい

プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります。)
- 労福協の機関紙に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で特等1名五、〇〇〇円分 当選者10名一、〇〇〇円分の図書カードをプレゼント。
- 締切り 1月31日

12月号、新年号の当選者の発表は次回3月号でまとめて掲載いたします。

山なみ

昨年の世相を現す漢字一文字は「変」でした。政治や経済・社会も変えて欲しい、変わりたい・・・と変革「Change」を求める国民の声です。

昨年、アメリカを発端とする金融危機のあおりを受け、日本にも大不況の波が押し寄せ、非正規労働者の雇用打ち切りなど、バブル後のリストラの嵐が、再び吹き荒れ出しました。

「労働」が商品のように扱われ、大量失業が深刻化し、生きることの基本と原点である「働くこと」すらも奪われる社会になってしまいました。

労福協の使命は「誰もが安心、安全な暮らしやすい社会」を作っていくことだと考えます。

労働者の三分の一以上が非正規雇用という今、更に格差を広げるのか、それとも格差の是正を図るのか、全ての働く仲間の生活を守るために、真剣に考え、行動を起こす時を迎えていることを肝に銘じなければなりません。

辛く厳しい冬であつても、必ず暖かな春が来る!

希望のもとて明日を作っていくために、今年も皆さんと共に汗をかいていきたいと思ひます。(青)



雪解けに咲く春一番の使者「福寿草」